

平成30年度

自治公民館等設置事業補助金

評価表 NO.

6

所管部課名	企画政策部 地域政策課		担当者	菊池 克彦				
事務事業名	自治会館施設整備事業							
根拠法令	薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市自治公民館等設置事業補助金交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
平成30年度 予算額	20,584 千円	国県支出金 千円	一般財源 7,784 千円	その他 12,800 千円	その他の内容 コミュニティ助成事業			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	補助金により整備した自治公民館等の件数		30		35年度			
成果指標②	自治公民館等整備計画調査による要望件数		30		35年度			
補助対象者	自治公民館等の設置事業を行う自治会							
補助対象経費	自治公民館の新築に要する工事費、資材購入費。増改築、補修に要する工事費、修繕料、フェンス、スロープ設置又は補修費。							
補助対象事業・活動の内容	自治公民館の新築、増改築、補修							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	新築1／2補助（上限 360万円） 増改築、補修2／3（上限 60万円）							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
	支出	(前年度繰越金)						
		計	0				0	
		事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
		計	0		0		0	
		支出計/前年度支出計						
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金							
	交付件数	49		39		31		
成果指標の推移①	49		39		31			
成果指標の推移②	49		39		31			
特記すべき事項等	【前回評価】	平成27年度「現状のまま継続」 ・多様な自治会の財政状況など、現状を把握し、地域住民のニーズにこたえられるよう検討されたい。						
	【前回評価への回答】	毎年度、予算編成前に自治会に対し要望調査を行い、全てに対応している。						
	【事業のPR方法】	自治会運営説明会						
	【費用対効果】	特になし						
	【補助事業以外の事業】	特になし						
【その他】	毎年度、予算編成前に自治会に対し要望調査を行い、要望分は全てを予算要求している。							

別紙参照

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	自治公民館を有する自治会への補助であり、市民の利益の増進に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	地域的ハンディの克服の観点から、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	自治会館は、地域の中心的施設であり、効果は生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	自治会が所有して自治公民館で、行政の補助が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	自治会の財政状況、社会情勢においても妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永	A	自治会の負担もあり、自助努力は十分見られる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	自治会活動は公益性がある。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	自治会が所有している自治会館のため、補助金の交付が適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付要領により、対象事業も定義されており問題はない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 自治会館は、地域の核として重要な施設であり、継続して支援する必要がある。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

平成29年度自治公民館等設置事業補助金

番号	団体名	地域名	事業費(工事費)	決定額	事業内容
1	穴野上自治会	東郷	550,000	366,000	スロープ手摺取付
2	舟越自治会	入来	181,440	120,000	雨戸取替え修繕
3	湯之元自治会	川内	356,400	237,000	畳・床板張替え修繕
4	月見団地	川内	572,400	381,000	ホール床張替修繕
5	日之出自治会	入来	94,176	62,000	台所床板張替え
6	三島自治会	樋脇	1,188,000	600,000	トイレ改修
7	山田上自治会	東郷	706,320	470,000	床補修
8	尾原自治会	川内	205,308	136,000	畳・床板入れ替え補修
9	城峯自治会	川内	507,600	338,000	駐車場舗装・土間補修
10	赤坂自治会	川内	799,200	532,000	トイレ改修(洋式化)
11	別府自治会	川内	1,378,080	600,000	炊事室・外壁補修
12	司野上自治会	東郷	1,076,760	600,000	天井張替え補修
13	長野下自治会	入来	153,895	102,000	天井張替え補修
14	松岡自治会	川内	807,660	538,000	外壁補修・調理室改修
15	下之段自治会	川内	388,800	259,000	サッシ戸設置工事
16	元村上自治会	入来	486,000	324,000	床・床下柱補修
17	中須自治会	入来	215,000	143,000	サッシ戸設置工事
18	山之口自治会	入来	918,000	600,000	外壁・テラス補修
19	鳥丸東自治会	東郷	293,507	195,000	外壁塗装・調理室改修
20	鳥丸上自治会	東郷	1,134,000	600,000	瓦・外壁塗装工事
21	荒川内東自治会	東郷	1,944,000	600,000	瓦葺替え工事
22	碓山自治会	川内	108,000	72,000	トイレ改修工事
23	前床自治会	樋脇	800,000	576,000	外壁塗装・テラス工事
24	木場谷自治会	川内	830,000	553,000	屋根修繕(雨漏補修)
25	草道上	川内	99,252	66,000	照明器具修繕
26	中福良自治会	川内	77,760	51,000	トイレ改修
27	中麦自治会	川内	1,130,500	600,000	外壁塗装
28	新町自治会	入来	475,000	316,000	屋根修繕・建具補修・階段補修
29	亀山地区コミ協	川内	337,000	168,000	倉庫設置
30	隈之城地区コミ協	川内	479,660	200,000	倉庫設置
31	吉川地区コミ協	川内	190,140	95,000	倉庫設置
			17,477,058	10,037,000	

平成28年度自治公民館等設置事業補助金

番号	団体名	地域名	事業費(工事費)	決定額	事業内容
1	泰平自治会	川内	410,681	273,000	トイレ改修、外溝整備
2	上手自治会	川内	86,022	57,000	外部柱・玄関天井塗装
3	白滝自治会	川内	354,304	236,000	屋根瓦洗浄・塗装
4	三田自治会	川内	820,800	547,000	倉庫外壁張替え・瓦塗装、本館外壁塗装・瓦塗装・雨樋修理
5	都自治会	川内	304,560	203,000	外トイレ設置
6	湯之元自治会	川内	432,000	288,000	外壁・庇補修、軒樋取替
7	穴野上自治会	東郷	540,000	360,000	自治公民館及び倉庫の外壁補修、倉庫瓦塗装、自治公民館側天井張替え
8	田海ニュータウン自治会	川内	432,000	288,000	瓦塗装、床補修
9	沢牟田自治会	樋脇	858,760	572,000	外壁・内装補修、給水引込
10	下台自治会	川内	604,800	403,000	フェンス補修
11	永迫自治会	川内	712,635	475,000	トイレ改築
12	尾白江自治会	川内	499,311	200,000	倉庫新築
13	鍋原自治会	樋脇	1,000,000	600,000	床組修繕他
14	蒲生原自治会	入来	1,100,000	600,000	瓦葺替え
15	平自治会	川内	388,000	258,000	トイレ改築
16	宇都川路自治会	川内	158,000	105,000	シロアリ被害による畳表替え
17	鳥丸西自治会	川内	1,796,000	600,000	屋根瓦乗替、外壁張替・塗装、調理場改修
18	原自治会	入来	248,500	165,000	縁側補修
19	中組自治会	入来	500,000	333,000	外壁塗装
20	坪塚自治会	川内	2,000,000	600,000	外壁塗装
21	浦田自治会	川内	214,000	142,000	台所改修
22	長崎自治会	川内	132,000	88,000	シロアリ駆除
23	和田自治会	川内	1,030,000	600,000	トイレ改修
24	湯之元自治会	祁答院	1,600,000	600,000	屋根葺替え
25	役田自治会	川内	943,920	600,000	障子取替
26	木場茶屋自治会	川内	1,242,151	600,000	外壁補修
27	舟倉自治会	東郷	570,240	380,000	調理室改修
28	宮里自治会	川内	216,000	144,000	屋根改修(雨漏り箇所修繕)
29	中ノ原自治会	川内	267,000	178,000	下水道切替工事
30	前向自治会(亀山)	川内	5,400,000	600,000	外壁補修
31	麦自治会	川内	273,996	182,000	畳表裏返し、サッシ雨漏り修繕
32	浦小路自治会	川内	284,820	189,000	台所及びステージ床補修
33	赤坂自治会	川内	270,000	180,000	台所及び洗面所床張替え
34	砂岳自治会	川内	423,360	266,000	塀ブロック及び敷地陥没補修
35	五社上自治会	東郷	404,136	269,000	トイレ洋式化、床面段差解消、把手設置
36	白浜自治会	川内	496,800	331,000	天井・壁張替え
37	西川内自治会	川内	918,000	600,000	縁側板張替え、バリアフリー化
38	吉野山自治会	川内	211,032	105,000	倉庫設置
39	育英地区コミ協	川内	228,960	114,000	倉庫設置
			28,372,788	13,331,000	

平成27年度自治公民館等設置事業補助金

番号	団体名	地域名	事業費（工事費）	決定額	事業内容
1	国分寺自治会	川内	2,602,800	600,000	内装及びトイレ改修
2	東郷通り自治会	川内	1,107,637	600,000	トイレ室内化
3	風口自治会	川内	889,900	593,000	スロープ設置
4	中ノ原自治会	川内	77,760	51,000	畳の表替
5	飯母自治会	川内	711,720	474,000	階段改修
6	吉野山自治会	川内	8,100,000	3,600,000	自治公民館新築
7	柿田自治会	川内	9,168,757	3,600,000	自治公民館新築
8	上別府一自治会	川内	2,700,000	600,000	トイレ改修
9	岡自治会	川内	850,000	566,000	瓦の補修
10	羽山自治会	川内	532,440	354,000	シロアリ駆除工事
11	尾原自治会	川内	187,000	124,000	外壁塗装 天井設置等
12	上代自治会	川内	758,304	505,000	雨漏修繕及びトイレ改修
13	上高江自治会	川内	1,080,000	600,000	瓦の補修
14	峰下自治会	川内	65,682	43,000	台所サッシ補修
15	矢立自治会	川内	77,101	51,000	庇部分の改修
16	本町自治会	川内	110,000	73,000	畳の表替
17	下塚自治会	川内	429,000	286,000	テラス増築工事
18	四牧自治会	川内	280,800	187,000	コンクリート張替
19	一条殿自治会	川内	478,902	319,000	トイレ様式化
20	伊勢美山自治会	川内	199,260	132,000	雨漏り修繕
21	松菌自治会	川内	598,000	398,000	瓦の補修
22	草木段自治会	樋脇	573,598	382,000	屋根 台所及びトイレ修繕
23	下牛鼻自治会	樋脇	115,500	77,000	玄関床板の取替
24	三島自治会	樋脇	671,280	447,000	畳及び建具の改修
25	麓上自治会	入来	1,570,655	600,000	トイレ解体及び設置
26	小路自治会	入来	440,000	293,000	トイレ改修及び畳表替
27	鳥丸東自治会	東郷	356,400	237,000	外壁の張替
28	上方限自治会	祁答院	1,080,054	600,000	陥没修繕
29	堀之内自治会	川内	263,520	175,000	陥没修繕
30	大島自治会	川内	583,200	388,000	瓦修繕及び雨漏り補修
31	鶴峯自治会	川内	12,310,000	600,000	台風修繕
32	長野自治会	川内	300,000	200,000	瓦修繕及び雨漏り補修
33	加治屋馬場自治会	川内	89,316	59,000	雨樋補修
34	中福良自治会	川内	285,854	190,000	雨漏り等補修
35	鰐越自治会	川内	190,162	127,000	倉庫シャッター修繕
36	楠元上自治会	川内	1,750,000	600,000	瓦補修
37	草道上自治会	川内	60,750	40,000	瓦及び外壁補修
38	西之原自治会	樋脇	210,600	140,000	瓦及び雨漏り修繕
39	鍋原自治会	樋脇	991,980	600,000	瓦及び外壁補修
40	内門自治会	川内	56,160	37,000	軒裏板修繕
41	山下自治会	入来	137,214	91,000	軒裏板等修繕
42	西花ノ木自治会	川内	787,000	524,000	雨漏等修繕
43	麓自治会	川内	340,000	226,000	玄関ポーチ等修繕
44	下之段自治会	川内	324,000	216,000	雨漏等修繕
45	中ノ原自治会	川内	101,635	67,000	ガラス等修繕
46	笹ヶ迫自治会	樋脇	993,060	600,000	トイレ等修繕
47	上之原自治会	樋脇	285,126	190,000	屋根、外壁等修繕
48	永田自治会	川内	68,040	34,000	倉庫新築
49	若松町自治会	入来	160,440	80,000	倉庫設置
			56,100,607	21,576,000	

薩摩川内市自治公民館等設置事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる自治公民館等設置事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、自治公民館等の設置事業及び倉庫設置等を行う自治会又は地区コミュニティ協議会（以下「自治会等」という。）に対し、補助金を交付し、もって当該自治会等の自主的な地域活動の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自治公民館等 自治会等の自主的な地域活動を行うことを目的とする集会その他の用に供する館（当該館に附随する便所、倉庫、危険防止のためのフェンス、バリアフリーのためのスロープ及び敷地（敷地の法面は除く。）を含む。以下「自治公民館等」という。）をいう。
- (2) 設置事業 自治公民館等を新築し、増改築し、又は補修する事業をいう。
- (3) 自治公民館等の新築 自治公民館等を新たに建築し、若しくは既存の自治公民館等の全部を解体し、その資材の一部を使用して新たに建築する場合又はプレハブ、バス等の資材を購入し、当該資材を利用して自治公民館等を設置する場合をいう。この場合において、当該自治公民館等に係る給水装置及び排水設備の設置を含むものとする。
- (4) 自治公民館等の増改築 既存の自治公民館等を建て増しし、床面積を増加させる場合、当該自治公民館等に係る給水装置及び排水設備を設置、改造又は取替えをする場合又は既存の自治公民館等の一部を解体し、その資材の全部若しくは一部を使用して、従前の構造及び規模を著しく異にしないで、改良する場合をいう。
- (5) 自治公民館等の補修 自治公民館等の損傷部分に工作等を加え、当該損傷を回復する場合、当該自治公民館等に係る給水装置及び排水設備を設置、改造又は取替えをする場合、自治公民館等に白アリ駆除を行う場合又は水源掘削工事（本掘工事に限る。）を行う場合をいう。
- (6) 倉庫設置等 自治会等が、自主的な地域活動の推進に寄与することを目的に、倉庫を設置すること及び既設倉庫の補修等を行うことをいう。
- (7) 給水装置 本市の水道事業又は簡易水道事業の給水区域（以下「給水区域」

という。)にあっては、薩摩川内市水道事業給水条例施行規程(平成16年薩摩川内市水道事業管理規程第14号)第6条に規定するものをいい、給水区域以外の区域(これに準ずると市長が認める給水区域を含む。)にあっては、水源掘削工事により設置する給水に必要な装置をいう。

(8) 排水設備 汚水を排水処理施設に排除するために必要な排水ます、汚水管等で使用者が設置し、管理するものをいう。

(9) 一時経費 合併処理浄化槽設置に伴う法定水質検査料及び土地改良法(昭和24年法律第195号)第56条第2項の規定による土地改良施設を他用途施設に兼ねて供する場合の管理に要する経費

(10) 自治会等の世帯数 補助金の交付を受ける日の属する年度の4月1日現在の自治会等を組織する世帯数をいう。

(補助事業の要件)

第4条 補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 第2条の目的達成の為に行われる自治公民館等の設置事業及び倉庫設置等であること。

(2) 前条第1号に定める自治会等であること。

(3) この要領に定める補助金以外に、補助金、助成金等を受けていないこと。ただし、建物移転に係る補償費は除く。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金は、自治会等を構成する各世帯の負担により、自治公民館等の設置事業又は倉庫設置等を行う自治会等(以下「事業実施者」という。)に対して交付する。

(補助金の交付対象となる設置事業の種類等)

第6条 補助金の交付の対象となる設置事業の種類及び経費(以下「補助対象経費」という。)並びに補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費の額が、5万円未満の場合は、補助対象としない。

設置事業の種類	補助対象経費	補助金の額
自治公民館等の新築	自治公民館等の新築に要する工事費(自治公民館等と一体となって整備する電気設備及び備付けの食器棚等に係る経費、土地の造成費、自治公民館等の解体費及び外溝工事(犬走りを含む。)に係る経費を含む。ただし、備品等の購入費用及び土地の取得費については、対象外とする。)	補助対象経費の2分の1以内の額とし、自治会等の世帯数が100世帯以下の場合は360万円、101世帯以上200世帯以下の場合は330万円、201世帯以上の場合は300万円を上限とする。

	若しくは工事請負費(自治公民館等に係る給水装置及び排水設備の新設又は改造の工事を伴うときは、給水負担金、一時経費等を含む。)又は資材購入費	
自治公民館等の増改築又は補修	自治公民館等の増改築若しくは補修に要する工事費又は工事請負費(自治公民館等に係る給水装置及び排水設備の新設又は改造の工事を伴うときは、給水負担金、一時経費等を含む。)、自治公民館等に附随する敷地整備(敷地舗装、砕石等の敷込工事、側溝工事を含む。)に係る経費、修繕料又は補修費。ただし、敷地の法面工事に係る経費は除く。	補助対象経費の3分の2以内の額とし、60万円を上限とする。
倉庫設置等	倉庫設置又は既設倉庫の補修等に要する工事費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、20万円を上限とする。

2 本市の行う公共事業により、住民の生活環境に継続して著しい不快感又は嫌悪感を与えるおそれのある自治会等が行う自治公民館等の設置事業に対して交付する補助金の額は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内において市長が定める額とする。

3 自治会等が、国、県、市等の公共団体が行う公共事業及び民間事業者が行う事業のため、建物移転に係る補償費を受領して自治公民館等の移転をしなければならない場合、移転に係る契約書に記載されている建物移転に係る補償費の額が、移転に要する額を下回る場合に限り、その差額を補助対象額として、補助金を支払うものとする。

4 前3項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業実施者が、設置事業を実施する以前の日とする。

2 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、自治公民館等設置事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添

付して、市長に提出するものとする。

- (1) 自治公民館等設置事業計画書（様式第2号）
- (2) 自治公民館等設置事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 請負業者が作成した見積書
- (4) 自治公民館等の位置図及び平面図
- (5) 工事前の現況写真
- (6) 新築の場合にあっては、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金交付の基準）

第8条 市長は、前条第2項の申請書を受理したときは、これを審査し、第4条の要件を満たす事業であると認めたときは、補助金の交付を決定し、事業実施者に対し、自治公民館等設置事業補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（工事着手の報告）

第9条 事業実施者は、当該事業の工事に着手したときは、自治公民館等設置事業工事着手報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

（補助事業の内容変更）

第10条 交付決定通知書を受けた事業実施者が、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、自治公民館等設置事業変更承認申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自治公民館等設置事業計画変更書（様式第2号）
- (2) 自治公民館等設置事業変更収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により、事業実施者に通知するものとする。

- (1) 当該変更により、補助金額に変更を生じている場合 自治公民館等設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更を生じている場合 自治公民館等設置事業計画変更承認通知書（様式第8号）

（実績報告）

第11条 事業実施者が、当該設置事業を完了したときは、自治公民館等設置事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 自治公民館等設置事業実績書（様式第2号）
- (2) 自治公民館等設置事業収支精算書（様式第3号）

- (3) 工事請負契約書及び工事費内訳書
- (4) 自治公民館等設置事業工事完了届（様式第10号）
- (5) 事業完了後の写真
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、関係書類の審査及び現地調査を行い、事業が適正に行われたと認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、自治公民館等設置事業補助金交付確定通知書（様式第11号。以下「確定通知書」という。）により、事業実施者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 事業実施者は、補助金交付の請求をしようとするときは、自治公民館等設置事業補助金請求書（様式第12号）に、確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第14条 補助金の交付の決定を受けた当該事業について、補助金の概算払を受ける必要がある事業実施者は、自治公民館等設置事業補助金概算払申請書（様式第13号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の概算払をすることが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、自治公民館等設置事業補助金概算払決定通知書（様式第14号）により、通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金の概算払をする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第14条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の請求があったときは、関係書類を審査し、補助金の請求が適当であると認める場合は、補助金を交付する。

（流用の禁止）

第16条 事業実施者は、交付を受けた補助金を自治公民館等の設置事業以外の経費に流用してはならない。

（事業実施後の義務）

第17条 市長が、補助金の交付後において、自治公民館等の管理運営の状況について資料の提出を求め、又は調査を必要とする場合は、事業実施者は、これに応じなければならない。

（補助金の返納）

第18条 補助金の交付を受けた事業実施者が、前2条の規定に違反し、又は不正の行為があったときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

(成果)

第19条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、自治会等の活動拠点施設となる自治公民館等設置の促進及び自治公民館等の利便性向上のため、増改築、補修等の促進を図ることとする。

(効果の測定)

第20条 条例第4条第2項第1号に規定する補助金の効果は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 補助金により整備した自治公民館等の件数
- (2) 自治公民館等整備計画調査による要望件数

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日改正)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。